

「固定資産の異動」についてお知らせください

令和2年1月2日から令和3年1月1日まで、次のような固定資産の異動がありましたら、「所有建物確認のお願い（5月15日送付の納税通知書に同封）」のハガキに記入し投函いただくか電話などでお知らせください。

●土地について

土地の現況（利用状況）が変わったとき

※田畑や原野を造成して、宅地や駐車場、資材置き場にした場合など

●家屋について

家屋（建物）に異動があったとき

※建物を新築、増改築した場合や、建物を取り壊した場合

住宅用の新築家屋に対する税の軽減

住宅用の新築家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下のものは、120㎡相当分について初年度から3年間、固定資産税の税額が2分の1に軽減されます。

※長期優良住宅の認定を受けた新築家屋は、初年度から5年間、税額が2分の1に軽減されます。

※都市計画税は軽減されません。

改修した家屋に対する税の軽減

次の①～③のいずれかに該当する改修は、固定資産税の軽減が受けられます。

- ①省エネ改修
- ②バリアフリー改修
- ③耐震改修

※対象となる家屋の要件や減額措置がそれぞれ異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

※都市計画税は軽減されません。

償却資産の申告について

償却資産は、事業用資産の所有者に申告の義務があります。12月中旬に申告書を送付しますので、2月1日まで申告をお願いします。償却資産を今年中に新たに取得された方、または今までに申告されていた方で申告書が届かない場合は、ご連絡ください。申告書を送付します。

【問い合わせ】

税務出納課資産税係

☎ 85-6133

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している 中小事業者等の令和3年度固定資産税・都市計画税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の令和3年度の固定資産税および都市計画税の課税標準を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは2分の1とします。

■対象要件

- ・事業収入が減少していること。
- ・中小事業者等であること。
（資本金・従業員数等の制限あり）

■対象資産

事業用家屋および償却資産

■減少率と軽減率

- 令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率
- ・50%以上の減少：全額（＝ゼロ）
 - ・30%以上50%未満の減少：2分の1

■申告書

- ・町ホームページに掲載しております。

■提出書類

1. 申告書
※認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの
2. 収入減を証する書類
3. 特例対象家屋の事業用割合を示す書類

■申告受付

令和3年1月4日（月）から2月1日（月）まで
※必ず認定経営革新等支援機関等による確認を受けた申告書が必要です。

※制度に関すること。

中小企業庁ホームページを確認ください。

中小企業庁 固定資産税 検索

※申告に関すること。

町ホームページを確認ください。

白鷹町 固定資産税 検索

【問い合わせ】税務出納課資産税係 ☎ 85-6133

■冬の生活応援事業（灯油等購入費助成）について

町民生活の経済的な負担を軽減するため、灯油等購入費を助成します。

●対象世帯 令和2年11月2日

現在で白鷹町に住民票があり、世帯員全員の令和2年度町民税が非課税、かつ次のいずれかの要件に該当する世帯

①70歳以上の方（昭和26年4月1日以前に生まれた方）のみで構成されている世帯

②重度心身障がい者医療証が交付されている世帯

③児童扶養手当を受給している世帯

④準要保護認定世帯

※世帯員全員が、施設入所や長期入院、他の親族の家に移る等により冬期間不在となる世帯や、生活保護受給世帯は助成対象となりません。

●内容 1世帯につき5千円を指定された口座へ振り込み

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面でのやり取りが必要であった福祉灯油券の交付の代わりに灯油等購入費を助成するものです。

●申請方法 申請書に必要事項を記入の上、返信用封筒にて健康福祉課福祉係へ郵送してください。

※助成対象となる可能性がある世帯には、案内と申請書を郵送しています。

●申請期限

令和3年3月12日（金）
（当日消印有効）

【問い合わせ】

健康福祉課福祉係
☎8610111

■第50回白鷹町芸術祭DVDを貸し出します

第50回白鷹町芸術祭を収録したDVDの貸し出しを行います。ぜひお気軽にお声がけください。

●期間 12月15日（火）～令和3年3月31日（水）

●貸出場所 各地区コミュニティセンター

●貸出期間 2週間程度

●対象 どなたでも

【問い合わせ】
白鷹町芸術文化協会事務局（教育委員会生涯学習・文化振興係）☎8516146

白鷹ソフト小村の入居者を募集します

これまで、白鷹ソフト小村の入居資格は、情報産業を営む個人・法人に限定されていましたが、研究開発や起業、新事業の創出、新分野への進出など、入居条件を拡充し地域産業の育成も支援しながら、地域経済の活性化を図っていきたく考えていますので、ぜひご活用ください。

●所在地 鮎貝1520-1

●内容 ビジネスオフィス（1戸建）1棟

《内訳》

Aタイプ1棟（2階建約70坪）

〔使用料〕5万9,710円/月

●入居について

①入居日 1月から（5年以内の使用が可能な方）

②経費 使用に伴う経費は実費負担となります

●募集期間 12月15日（火）～12月28日（月）

●申込方法 提出書類などに必要事項を記入の上、商工観光課へ提出してください。

※提出方法は郵送または持参のみとします。

※提出書類など、詳細は町のホームページをご覧ください。

●選考方法 白鷹ソフト小村使用許可選考委員会において選考します。

●その他 施設の利用には一定の条件があります。詳しくはお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ】

商工観光課商工振興係 ☎87-0696



入居を募集する施設（Aタイプ）の外観